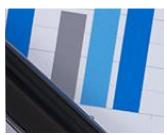




TaxFlash

Tax Indonesia / 2025 年 3 月 / 第 8 号



税務犯罪調査の手続き

税務犯罪調査の手続き
P1

コアタックスの導入に関する制裁免除 P4

国内フライ特のエコノミークラスに対する一時的な VAT 優遇措置 P5

2025 年 2 月 25 日、財務大臣は PMK-17¹ を発行し、税務犯罪調査の手続きを定めました。PMK-17 のほとんどの規定は、国税通則法 (Ketentuan Umum dan Tata Cara Perpajakan、以下「KUP」)、GR-50²、PMK-55³、および SE-06⁴において既に定められていましたが、PMK-17 では手続きがより詳細に規定されており、特に税務犯罪調査プロセスの複数の期限について新たな規定が設けられています。また、PMK-17 では、税務犯罪調査の終了手続きのみを規定していた PMK-55 と、PMK-18/2021 の第 108 条が廃止され、その内容が更新されて PMK-17 に統合されています。詳細な手続きは、一般に、刑法 (Kitab Undang-Undang Hukum Pidana) およびマネーロンダリング防止・撲滅法 (Pencegahan dan Pemberantasan Tindak Pidana Pencucian Uang) の規定に沿ったものとなっています。

PMK-17 に定められた詳細手続きは、以下の活動を含んでいます。

- | | |
|---|--|
| a) 召喚
(Pemanggilan) | g) 電子データの取扱い (penanganan Data Elektronik) |
| b) 調査
(Pemeriksaan) | h) 予防 (Pencegahan) |
| c) 逮捕
(Penangkapan) | i) 容疑者の決定 (penetapan Tersangka) |
| d) 拘留
(Penahanan) | j) 書類作成 (Pemberkasan) |
| e) 捜索
(Penggeledahan) | k) 事件記録の提出 (penyerahan berkas perkara) |
| f) 凍結および・または押収 (Pemblokiran dan/atau Penyitaan) | l) 容疑者と証拠品の責任の移管 (penyerahan tanggung jawab atas Tersangka dan barang bukti) および・または |
| | m) 調査の終了 (penghentian Penyidikan) |

¹ 財務大臣規則 2025 年第 17 号 (PMK-17) 2025 年 2 月 25 日公布・発効

² 政府規則 2022 年第 50 号 (GR-50) 2022 年 12 月 12 日公布・発効

³ 財務大臣規則 2021 年第 18 号 (PMK-18/2021) 2021 年 2 月 17 日公布・発効によって改正された財務大臣規則 2016 年第 55 号 (PMK-55) 2016 年 4 月 8 日公布・発効

⁴ 国税総局規則 2014 年第 6 号 (SE-06) 2014 年 2 月 3 日公布・発効



本 TaxFlash は PMK-17 によるすべての変更点を網羅することを意図しているわけではありませんが、以下に注目すべき更新点を取り上げます。

1. 調査開始通知書の発行

税務犯罪調査は事件報告書に基づいて作成される調査命令書(Surat Perintah Penyidikan、以下「Sprindik」)に基づいて行われます。Sprindik は調査開始通知書(Surat Pemberitahuan Dimulainya Penyidikan、以下「SPDP」)を発行するための基礎となります。PMK-17 では、SPDP は Sprindik の発行から 7 日以内に、検察官(インドネシア国家警察の調査官を通じて)および報告対象者・容疑者に届けられなければならないと規定されています。

2. 凍結(Pemblokiran)

凍結は、証拠の確保や国家収入の損失回復を保証する目的で、調査官によって実施されることがあります。これは、国家土地庁、銀行、インドネシア国家警察の交通隊、および資産データ管理を行うその他の機関(以下「権限を持つ機関」といいます)に対して、資産凍結の申請を行うことによって行われます。PMK-17 では、凍結がもはや必要でなくなった場合、調査官は権限を持つ機関に対して、資産の解除を求める申請を提出することで、資産の凍結を解除することができると規定されています。

3. 予防(Pencegahan)

予防措置は、調査の目的のために、財務大臣が容疑者または証人に対して発行した予防決定に基づいて実施されます。これは、彼らがインドネシアを離れる可能性があると判断された場合、または調査プロセスにおける誠実な態度が疑問視される場合に行われます。PMK-17 では、予防期間は最大 6 ヶ月まで有効であると規定されています。この決定は、発行から 3 日以内に出入国管理・矯正省に実行されるように提出され、発行から 7 日以内に容疑者または証人に通知されるべきです。

PMK-17 では、緊急の状況において、財務大臣が予防決定の発行前に、予防を担当する局または入国管理局の入国管理官に直接予防を要請することができると規定されています。財務大臣は、緊急予防の要請日から 20 日以内に予防決定を出入国管理・矯正省に提出する必要があり、これを行わない場合、緊急予防は終了と見なされ、再提出はできなくなります。

また、PMK-17 では、財務大臣が予防の延長または取り消しのための決定を以下の期限で発行できると述べています：

- 出入国管理・矯正省への提出 – 初回の予防期間の満了日の 3 日前まで(延長の場合)または取り消し決定の発行日以降(取り消しの場合)
- 容疑者/証人への提出(その家族や国の代表者を含む) – 延長または取り消し決定の発行日から 7 日以内

予防措置は、一度だけ延長可能で、最大有効期間は 6 か月となります。

4. 容疑者の決定 (penetapan Tersangka)

PMK-17 では、容疑者の決定は、インドネシア国家警察の調査官を介して、検察官および容疑者に対して、容疑者の決定から 7 日以内に通知しなければならないと規定されています。

5. 事件記録の提出 (penyerahan berkas perkara)

検察官によって事件記録が完了と宣言された場合、PMK-17 では、調査官は KUP 法第 38 条、第 39 条、および・または第 39A 条に規定された通り、事件処理の進捗状況を容疑者に通知しなければならないと規定されています。この通知は、事件記録が完了と宣言された通知を受け取ってから 7 日以内に行われる必要があります。

6. 調査の終了 (penghentian Penyidikan)

調査が終了した場合でも、押収された証拠や資産が残っている（容疑者が死亡したために終了した場合を除く）場合、PMK-17 では、調査官は押収した証拠や資産を以下のいずれかの当事者に返還しなければならないと規定されています：

- 押収が行われた当事者
- 正当な権利を有する当事者、または
- 法令または裁判所の決定によって指定された当事者

7. 調査の終了に支払うべき金額

調査を終了させるために支払う必要がある金額を決定するために、納税者/容疑者は DGT に対して書面での申請を行う必要があります。DGT は、申請を受け取った日から遅くとも 1 か月以内に書面での回答を提供しなければなりません。回答に支払うべき金額が含まれていない場合、DGT は十分な証拠を得た後、支払うべき金額を含む書面の情報を提供します。

納税者/容疑者が支払うべき金額の一部のみを支払った場合、PMK-17 は調査が継続されると規定し、納税者・容疑者が支払った金額は以下のいずれかとして考慮されます：

- a) 容疑者と証拠の責任を検察官に移管する際、または刑事事件が裁判所に提出される際の支払いの一部、または
- b) 刑事罰金の支払い

PMK-17 は、複数の納税者・容疑者が犯罪行為を行った場合、各納税者・容疑者が支払うべき金額は以下の要素を考慮して比例的に計算されると定めています：

- a) 発見された証拠に基づく損失に対する寄与
- b) 納税者/容疑者が受け取った利益
- c) 過失および行動の程度、および・または
- d) 犯罪行為における納税者/容疑者の役割を説明できるその他の考慮事項

各容疑者は、自身の割合に応じた支払いとともに調査の終了を要求する権利を有しています。

PMK-17 は、納税者・容疑者が支払うべき金額に関する情報を得ている場合でも、以下のいずれかが発生した場合には調査終了を申し出ることができないと規定しています：

- a) 納税者・容疑者が支払いを行わない、または行っていない
- b) 納税者・容疑者からの調査終了の要請を DGT が拒否した場合、または
- c) 財務大臣からの調査終了の申し出を検事総長が拒否した場合、

そして調査事件ファイルが完了と宣言された場合、容疑者の責任と証拠は調査官から検察官に引き渡されます。

8. 支払金額に関する情報の請求

PMK-17 は、容疑者および証拠の責任が調査官から検察官に移管された場合、または刑事案件が裁判所に提出された場合に、容疑者・被告(Terdakwa)が支払うべき金額を引き続き支払うことができると定めています。必要があれば、検察官は DGT に対して支払うべき金額に関する情報を求める書面の請求を行うことができます。この情報は、DGT(法執行実施ユニットの責任者を通じて)から、請求を受け取ってから遅くとも 5 営業日以内に提供されなければなりません。

9. 移行規定

PMK-17 は、調査終了の申請のために支払うべき金額に関する請求が提出され、2025 年 2 月 25 日までに回答を受け取っていない場合、2025 年 2 月 25 日から遅くとも 1 か月以内に回答されるという移行規定を提供しています。

コアタックスの導入に関する制裁免除

2025 年 1 月 1 日に開始されたコアタックスシステムの移行期間中、納税者は税金の支払いや税務申告の手続きに遅延が発生する可能性があります。したがって、DGT は KEP-67⁵を発行することによって、行政制裁免除に関する政策を発表しました。この政策に基づき、移行期間中の特定の遅延税金の支払いや報告に対して、税金徴収通知書は発行されません。また、税金徴収通知書が発行された場合でも、DGT の地方国税局長が職権により制裁を免除します。

行政制裁の免除は、次の期間における期日後の遅延税金の支払いおよび報告に対して適用されます：

1. 支払遅延

- a. 所得税第 15 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 25 条、第 26 条及び第 4(2)条(土地及び・または建物の譲渡を除く):
 - 2025 年 1 月課税期間 – 2025 年 2 月 28 日まで
- b. 土地および建物の譲渡に関する所得税第 4(2)条および印紙税徴収者による印紙税:
 - 2024 年 12 月課税期間 – 2025 年 1 月 31 日まで
 - 2025 年 1 月課税期間 – 2025 年 2 月 28 日まで
- c. VAT または奢侈品販売税(以下、「LST」):
 - 2025 年 1 月課税期間 – 2025 年 3 月 10 日まで

2. 報告遅延

- a. 所得税第 21/26 条、第 25 条、および特定の売上高を持つ小規模納税者に関する第 4(2)条、および統一税務申告:
 - 2025 年 1 月課税期間 – 2025 年 2 月 28 日まで
 - 2025 年 2 月課税期間 – 2025 年 3 月 31 日まで
 - 2025 年 3 月課税期間 – 2025 年 4 月 30 日まで

⁵ 国税総局令 2025 年第 67 号(KEP-67)2025 年 2 月 27 日公布・発効

b. 土地および建物の譲渡に関する所得税第 4(2)条および印紙税:

- 2024 年 12 月課税期間 – 2025 年 1 月 31 日まで
- 2025 年 1 月課税期間 – 2025 年 2 月 28 日まで
- 2025 年 2 月課税期間 – 2025 年 3 月 31 日まで
- 2025 年 3 月課税期間 – 2025 年 4 月 30 日まで

c. VAT・LST:

- 2025 年 1 月課税期間 – 2025 年 3 月 10 日まで
- 2025 年 2 月課税期間 – 2025 年 4 月 10 日まで
- 2025 年 3 月課税期間 – 2025 年 5 月 10 日まで

国内フライトのエコノミークラスに対する一時的な VAT 優遇措置

2025 年 2 月 28 日、財務大臣は PMK-18⁶を発行し、今後の断食明け大祭(エイド・アーラ=フィトル)休暇のために国内フライトサービスに対する部分的な VAT を政府が負担する VAT 優遇措置を提供しました。

この優遇措置は、以下の期間における予定された国内フライトサービスのエコノミークラスのチケットのみに適用されます:

- チケット購入期間: 2025 年 3 月 1 日から 2025 年 4 月 7 日まで
- 旅行期間: 2025 年 3 月 24 日から 2025 年 4 月 7 日まで

通常の状況下では、これらのチケットには PMK-131⁷に定められた規定に従って、「実効」税率 11% の VAT が適用されます。VAT の課税対象には航空会社が提供するすべてのサービスが含まれ、例えば基本運賃、燃料サーチャージ、および乗客が支払うその他の費用が含まれますが、空港税は含まれません。

PMK-18 に基づく優遇措置では、合計 11% の VAT は以下のように負担されます:

- 5%はサービスの受領者(この場合は乗客)が負担し、および
- 6%は政府が負担する

この優遇措置を利用する航空会社は以下を行う必要があります:

- 5%の VAT 部分に関する VAT 請求書を発行し、および
- 政府が負担する VAT の詳細リストを 2025 年 6 月 30 日までに電子的に提出する

これらの VAT 請求書および詳細リストは、関連する月次 VAT 申告書にまとめて報告しなければなりません。

⁶ 財務大臣規則 2025 年第 18 号(PMK-18)2025 年 2 月 28 日公布、2025 年 3 月 1 日発効

⁷ 財務大臣規則 2024 年第 131 号(PMK-131)2024 年 12 月 31 日公布、2025 年 1 月 1 日発効

Your PwC Indonesia Contacts:

Abdullah Azis abdullah.azis@pwc.com	Gerardus Mahendra gerardus.mahendra@pwc.com	Peter Hohtoulas peter.hohtoulas@pwc.com
Adi Poernomo adi.poernomo-c@pwc.com	Hasan Chandra hasan.chandra@pwc.com	Raemon Utama raemon.utama@pwc.com
Adi Pratikto adi.pratikto@pwc.com	Hendra Lie hendra.lie@pwc.com	Riyadi riyadi.riyadi-c@pwc.com
Adrian Hanif adrian.hanif@pwc.com	Hisni Jesica hisni.j.jesica@pwc.com	Runi Tusita runi.tusita@pwc.com
Alexander Lukito alexander.lukito@pwc.com	Hyang Augustiana hyang.augustiana@pwc.com	Ryuji Sugawara ryuji.sugawara@pwc.com
Ali Widodo ali.widodo@pwc.com	Irene Satyanagara irene.satyanagara@pwc.com	Sukma Alam sukma.alam-c@pwc.com
Aman Santosa aman.santosa-c@pwc.com	Kianwei Chong kianwei.chong@pwc.com	Surendro Supriyadi surendro.supriyadi-c@pwc.com
Andrias Hendrik andrias.hendrik@pwc.com	Lukman Budiman lukman.budiman@pwc.com	Susetiyo Putranto susetiyo.putranto@pwc.com
Angeline angeline.angeline@pwc.com	Made Natawidnyana made.natawidnyana@pwc.com	Sutrisno Ali sutrisno.ali-c@pwc.com
Anton Manik anton.a.manik@pwc.com	Mardianto mardianto.mardianto-c@pwc.com	Suyanti Halim suyanti.halim@pwc.com
Antonius Sanyojaya antonius.sanyojaya@pwc.com	Margie Margaret margie.margaret@pwc.com	Tjen She Siung tjen.she.siung@pwc.com
Avinash Rao a.rao@pwc.com	Marlina Kamal marlina.kamal@pwc.com	Turino Suyatman turino.suyatman@pwc.com
Ay Tjhing Phan ay.tjhing.phan@pwc.com	Nicholas Sugito nicholas.sugito@pwc.com	William Christopher william.christopher@pwc.com
Brian Arnold brian.arnold@pwc.com	Nikolas Handradjid nikolas.handradjid@pwc.com	Yessy Anggraini yessy.anggraini@pwc.com
Dexter Pagayonan dexter.pagayonan@pwc.com	Novie Mulyono novie.mulyono@pwc.com	Yuliana Kurniadja yuliana.kurniadja@pwc.com
Enna Budiman enna.budiman@pwc.com	Oki Octabiyanto oki.octabiyanto@pwc.com	Yunita Wahadaniah yunita.wahadaniah@pwc.com
Esa Perdana esa.perdana@pwc.com	Omar Abdulkadir omar.abdulkadir@pwc.com	
Gadis Nurhidayah gadis.nurhidayah@pwc.com	Otto Sumaryoto otto.sumaryoto@pwc.com	

www.pwc.com/id



PwC Indonesia



@PwC_Indonesia

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to id_contactus@pwc.com.

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2025 PwC Tax Indonesia. All rights reserved. PwC refers to the Indonesian member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.